

# 東日本大震災により被害を受けられた方へ (日立税務署からのお知らせ)

東日本大震災により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この震災により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、震災特例法の施行により、平成 23 年分（選択により平成 22 年分）の所得税の全部又は一部を軽減することができる場合があります。

日立税務署では、この震災により被害を受けられた皆様の申告相談会を次のとおり開催いたしますのでご利用ください。

## 申告相談会のご案内

申告相談会日程	受付時間	相談会場	所在地
平成 23 年 12 月 5 日（月） ～平成 23 年 12 月 9 日（金）	午前 9 時 00 分～正午 午後 1 時～午後 3 時 30 分	勤労福祉会館 4 階	日立市幸町 2-3-10
平成 23 年 12 月 12 日（月） ～平成 23 年 12 月 14 日（水）	午前 9 時 30 分～午前 11 時 午後 1 時～午後 3 時 30 分	北茨城市役所 4 階会議室	北茨城市磯原町磯原 1,630
平成 23 年 12 月 15 日（木） ～平成 23 年 12 月 22 日（木）	午前 9 時 30 分～午前 11 時 午後 1 時～午後 3 時 30 分	日立市大久保 交流センター	日立市千石町 2-4-20
平成 24 年 1 月 17 日（火） ～平成 24 年 1 月 19 日（木）	午前 9 時 30 分 ～午後 3 時 30 分	高萩市役所仮庁舎 分室会議室	高萩市春日町 3-10-16 リーベロたかはぎ西側
平成 24 年 1 月 23 日（月） ～平成 24 年 1 月 25 日（水）	午前 9 時 30 分～午前 11 時 午後 1 時～午後 3 時 30 分	北茨城市役所 4 階会議室	北茨城市磯原町磯原 1,630

(注) 1 当日は混雑することが予想されますので、お早めにお越しください。

2 相談会場では電話によるお問い合わせは受け付けておりませんのでご注意ください。

※ 日立税務署では、上記の申告相談会以外でも、事前に相談日時等を予約した上で、個別の申告相談をお受けしております。

なお、2月1日（水）から3月15日（木）の間は、確定申告会場（勤労福祉会館：日立市幸町 2-3-10）で申告相談をお受けします。（予約は必要ありません。）

（期限間際の確定申告会場は混雑が予想されますので、お早めのお手続きをお願いします。）

### [お問い合わせ先]

日立税務署 個人課税部門

住 所 日立市若葉町 2-1-8

電話番号 0294-21-6346（代表）

※ 自動音声の案内にしたがって、東日本大震災に関するお問い合わせの場合は「0」番を、申告相談等の予約に関するお問い合わせの場合は「2」を選択してください。

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日、祝日を除きます）

## 持参していただく書類等

平成 22 年分又は平成 23 年分で雑損控除を受けられる方は、次の書類をご用意ください。

なお、次の書類がない場合には、相談会場で職員にご相談ください。

- ① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの（建物の請負契約書等）
- ② 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの（登記事項証明書等）
- ③ 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの（請求書、領収書等）
- ④ 被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの（保険金の支払通知書等）
- ⑤ 市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書
- ⑥ 税金が還付となる場合に、還付金を受け取る申告者名義の預貯金の口座番号等の分かるもの（預貯金通帳等）
- ⑦ 平成22年分所得税の確定申告書を提出されている方は、その控え  
確定申告書を提出していない方は、平成22年分又は平成23年分の所得金額や所得控除額の分かるもの
  - イ 所得の内容（事業所得・不動産所得のある方は収入金額、必要経費）等が分かるもの、会社にお勤めの方は、給与所得等の源泉徴収票など
  - ロ 国民健康保険料、介護保険の保険料などの支払額の分かるもの
  - ハ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
  - ニ 生命保険料、地震保険料等の支払証明書
  - ホ 配偶者特別控除を受けられる方は、配偶者の収入の分かる書類
- ⑧ 印鑑

※ 生計を一にする親族に所得金額が38万円以上の方がいる場合には、その方についても同様の書類等が必要となります。